

カテゴリ	No.	質問事項	回答
全体	1	対象者はどのような人になるか	要介護（要支援）認定を受けている方が対象です。
全体	2	支給額はいくらになるか	同一年度で上限10万円となり、そのうちの9割、8割又は7割が支給対象です。利用者が支払った後に支給されます。
全体	3	支給対象となる用具はどのようなものになるか	腰掛便座、自動排泄処理装置部品、排泄予測支援機器、入浴補助用具、簡易浴槽、リフトつり具、スロープ、歩行器、歩行補助つえです。
全体	4	ケアマネジャーがついていない場合はどこに相談すればよいか	お近くの地域包括支援センターへご相談ください。
全体	5	ケアマネジャーや特定福祉用具販売事業者が申請書類の提出を代行することは可能か	代理人委任届により被保険者より委任された場合、代行申請可能です。
全体	6	入院中であるが、退院後の自宅での生活に向けて福祉用具を購入してもよいか	退院が確定していれば購入可能ですが、支給申請は退院後に行ってください。ただし、退院しなかった場合は支給対象外となり全額自己負担となります。
全体	7	高齢者向け施設・住宅に居住しているが福祉用具購入費は支給対象となるか。	住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅、軽費老人ホーム、養護老人ホームに入居中の場合は支給対象となります。ただし、特定施設入居者生活介護施設（介護付有料老人ホーム等）は設備を整備されていることが想定されるため支給対象外となります。
全体	8	自宅と家族宅を行き来しているが、両方の家でそれぞれに福祉用具を購入する場合、支給対象となるか。	生活の本拠地で使用する福祉用具が支給対象となることから、この場合支給対象外となります。
全体	9	住所登録地は異なる家族宅で生活しているが、そこで使用する福祉用具は支給対象となるか	生活の本拠地としてケアプランが作成されていて、実態が伴っていれば支給対象となります。
全体	10	同一種目の再購入は認められるか。	用途・目的が同じ場合、原則認められませんが、身体状況の著しい変化や、修理不能な破損（故意・過失を除く）の場合は例外として認められることがあります。事前に市へ相談してください。 再購入が認められる目安は、以下の①～④のいずれかに該当し、かつ市が必要と認めた場合です。 ①過去に購入した福祉用具が製品としての耐用年数を超過し、通常の使用をしていたが破損してしまった場合。ただし、再購入よりも部品交換が優先されます（故意や過失による破損は対象外） ②利用者の介護の必要の程度が著しく高くなった場合 ③その他特別の事情がある場合 ※スロープのような使用用途として複数個の利用が想定される場合については事前相談は不要。
全体	11	以前購入した福祉用具が破損し、部品交換により修理できる場合、支給対象となるか	市への事前相談をしてください。必要性が認められた場合、部品代のみ支給対象となります。申請時は、破損したことがわかる日付入りの写真、破損の状況を明記してください。
全体	12	以前購入した福祉用具が破損し、部品交換を伴わずに修理できる場合、支給対象となるか	購入費または部品代を対象としているため、支給対象外となります。
全体	13	支給額はリセットされますか。	年度が変わればリセットされます。ただし、転居や介護度が変わったことによるリセットはありません。
全体	14	ショートステイ先で利用するための福祉用具の購入は支給対象になるか。	自宅で使用するもののみが対象のため、ショートステイ先で使用する用具の購入は支給対象外です。
全体	15	購入する事業者はどこでもいいですか。	都道府県等の指定を受けた福祉用具販売事業者のみが対象です。
全体	16	通信販売（ネット販売）で購入したものは対象になるか。	福祉用具専門相談員による選定や計画書の作成が必要となるため支給対象外です。

カテゴリ	No.	質問事項	回答
全体	17	負担割合はいつの時点で適用されるか。	領収日時点の負担割合を適用します。
全体	18	領収書の宛名は家族でよいか。	被保険者本人としてください。本人以外は受付できません。
全体	19	申請前に本人が亡くなった場合は？	死亡前に購入・使用していれば支給対象となりますが、入院中に死亡し自宅で利用できなかった場合は支給対象外です。
腰掛便座	20	ウォッシュレット付補高便座は支給対象となるか。	テクノエイド協会の対象商品は支給対象ですが、洗浄機能のみが目的の場合は支給対象外です。
排泄予測支援機器	21	おむつ交換時期の把握目的で購入できますか。	トイレでの自立を促す目的であるため、おむつ管理目的は支給対象外です。
入浴補助用具	22	浴槽内と浴室の段差解消のために、浴槽台を2台購入することは可能か。	浴槽台はあくまで浴槽内での使用が想定されているため、支給対象外です。
歩行器	23	どのようなものが対象ですか。	脚部が全て杖先ゴム等の固定式又は交互式です。車輪・キャスター付きは除きます。